

令和5年4月7日

令和5年度 処遇改善加算等のお知らせ

日頃より、当法人事業にご理解・ご協力をいただき有難うございます。
令和5年度も処遇改善を目的とした加算を申請しましたので、ここで周知させていただきます。

■処遇改善加算

法人の定める規定

パート従業員には勤務時間数および従事するサービス種別に応じた額を支給する。
支給額は、各事業の加算率等に鑑み、主として居宅・重度訪問介護事業に属するとみなされる従業員は、100～265円/h、共同生活援助に属する従業員は、25円/hとする。

職員（月給制従業員）に対しては、月毎の支払いではなく、年3回の一時金として、居宅・重度訪問介護と同様の算定額を支給する。

雇用形態にかかわらず、従業員間に大きな差がでないよう、一時金支給時毎に該当期間の個々総支給額（処遇改善）を算出し、均等になるよう調整を行う。

尚、一時金支払いの実施月は、支払い月ベースで、7月 12月 翌年5月を予定する。

■特定処遇改善加算

法人の定める規定

直接支援にあたる全従業員をA～Cのグループに分け、下記要領により支給する。

「技能のある従業員」の定義

groupA 人材要件

- ①リーダー級の役職である、または具体的にその計画がある者
- ②当法人で10年以上の勤続年数がある者および他法人で同種の職業歴があり、合算で10年を満たす者
- ③介護福祉士の資格を有する者（要登録）

以上の条件の2つ以上にあてはまる者で法人が認めた者。

groupB 人材要件

groupA 以外の直接支援業務に従事する従業員。

groupC

groupA,B に該当しない、直接支援以外の業務に従事している従業員。

支給規定

原則として、支給額 group (A) : (B) の比率は 2 : 1 とし、(C) は 5000 円/月を上限とする。

各グループは、常勤換算により人数を算出し、その人数に応じて A と B の額を前記比率に振り分け、それぞれの額を各グループの中の勤務時間数に比例して支給する。

常勤者を想定した、当加算取得による各グループの今年度 (2023 年 4 月～2024 年 3 月) 平均改善見込額 (月額) は、以下を想定する。

group (A) →37850 円/月 group (B) →18925 円/月 group (C) →5000 円/月

■ベースアップ等支援加算

法人規定

配分および支払い方法

既に令和 4 年 1 月から行っている昇給額を維持し、ベースアップ加算を原資とし、全従業員に対し、同一基準で支給する。但し、各従業員の勤務状況・能力等により、若干の変動がありえる。

支払い方法は、その 3 分の 2 をベースアップ、残りを一時金 (6 月を予定) とする。

■共通

- ① サービス提供またはそれに付随する会議として勤務した場合に支給。
- ② 試用期間 (入社後 1～6 ヶ月) においても、同行研修等終了後、1 人でのサービス提供が行えるようになった場合には支給対象に該当する。
- ③ 計画 (申請内容詳細) については、市からの決定通知が下り次第、ホームページ上で掲示する予定。

ご不明な点がございましたら、以下までお問合せください。

NPO 法人 CORE 045-438-3722 担当：菊池